

千葉県保健医療計画中間見直し

第1章 計画中間見直しの趣旨等

1 中間見直しの趣旨

医療法第30条の6第1項では、居宅等における医療の確保に関する事項について、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要のあると認めるときは、医療計画を変更するものとされています。

また、千葉県保健医療計画（平成30年4月第7次改定、令和2年4月一部改定。以下同じ。）では、「千葉、東葛南部及び東葛北部の各保健医療圏における基準病床数については、」「中間見直し年度（平成32年度）において基準病床数の見直しについて検討を行う」としているため、基準病床数の一部を見直すほか、目標時点の到来する指標・目標値について指標等の見直しを行います。

2 中間見直しのプロセス

この計画は、次の関係者の意見を聴いて策定しています。

ア 千葉県医師会、千葉県歯科医師会及び千葉県薬剤師会（医療法第30条の4第16項）

イ 千葉県医療審議会、市町村（救急業務を処理する一部事務組合を含む。）及び千葉県保険者協議会（医療法第30条の4第17項）

ウ 千葉県在宅医療推進連絡協議会（「居宅等における医療の確保に関する事項」について）

エ 県民（ちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント））

オ 地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（各二次保健医療圏の実情を把握し、計画に反映させるため）

3 計画の期間

今回の中間見直しにより定める事項については、令和4年1月から令和5年度末までを計画の期間とします。

4 計画の推進体制と評価

(1) 推進体制

本計画の着実な推進のため、医療審議会（地域保健医療部会等）、地域保健医療連携・地域医療構想調整会議において、関係者が互いに情報を共有し、円滑な連携が推進されるような体制を構築します。

(2) 推進状況の把握、評価及び見直し

具体的な数値目標の設定と評価を行い、指標の数値の推移や施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて計画の内容や施策を見直します。